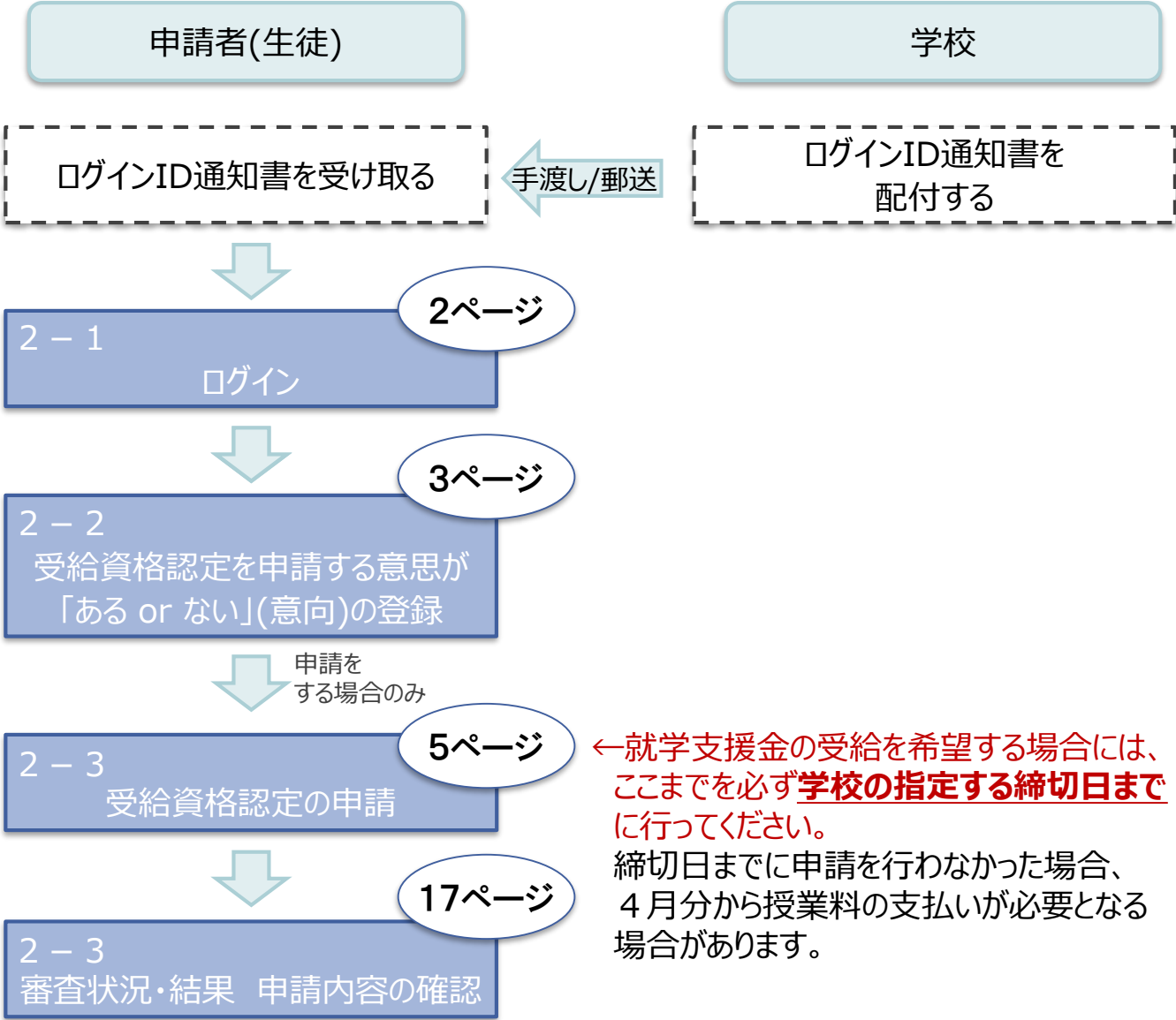


1. 受給資格認定申請の流れ

e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。

受給資格認定の申請



←就学支援金の受給を希望する場合には、ここまでを必ず**学校の指定する締切日まで**に行ってください。
締切日までに申請を行わなかった場合、4月分から授業料の支払いが必要となる場合があります。

※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)

- e-Shienへのアクセス
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>
- 操作手順の説明動画、FAQ等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html
- 就学支援金制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm
- 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

1 ログインID

2 パスワード

3 ログイン

4 チャットで質問する

5 パスワードを表示する

6 言語(Language)

7 日本語

8 ※ログインIDをお持ちでない場合、または、パスワードを忘れた場合は、在学する学校の担当者へお問い合わせください。

9 ※利用規約はこちら

10 利用可能なOS・ブラウザについて

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

1

ログインID (数字のみ)	11545683
パスワード (英大文字・小文字、数字)*	4gUWRP4m

*「1」… 数字のイチ
「I」… 英小文字のエ
「l」… 英大文字のアイ
「0」… 数字のゼロ
「O」… 英大文字のオー
「o」… 英小文字のオー

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり教えたりしないでください。

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。 **3ページへ**
- 3 チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、“日本語”または“English”が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
 - ・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。
- IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 申請をするかしないかを選択します。
 - ・就学支援金の支給を希望する場合
➡上部：申請をします。
 - ・保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円 ※）を超えている場合
※世帯構成等によって異なります。
 - ・上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合
➡下部：申請をしません。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※就学支援金の申請が不認定になった場合、申請を行わない場合は授業料の支払が必要となります。

4ページへ

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

意向登録確認

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

登録内容

I 高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

1

< 意向登録に戻る

本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

- I 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登録結果画面

意向登録結果

1 2 3
意向登録 意向確認 登録完了
申請意向登録 入力内容確認 受付番号発番

①意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。
②失職等の家計急変事由による申請を行う場合は、「続けて受給資格認定申請（家計急変）を行う」またはメニューの「認定申請（家計急変）」より、受給資格認定の申請を行ってください。この場合、雇用保険受給資格者証や給与明細書等の提出が必要になります。
意向なしの場合、以上で完了となります。

受付番号	申請内容
R-23-035-04-0001-1000	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

1

< マイページに戻る

①の場合 続けて受給資格認定申請を行う >

②の場合 続けて受給資格認定申請（家計急変）を行う >

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 意向の登録結果が表示されます。

・申請をする場合

➡ 中央の「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

5ページへ

・申請をしない場合

➡ 手続きは完了です。次ページ以降の登録は不要です。

補足

- ・誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。

学校に連絡し、学校による登録解除後に再度登録してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(5～17ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請の中止	就職等の家計急変理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、家計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。

手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- 4 ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録(生徒情報)画面」から始まります。

2. 認定申請登録(生徒情報)画面

1 記入上の注意 2 留意事項

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 入力内容確認 申請完了

2

生徒情報

氏名 支援 太郎

ふりがな しえん たろう

生年月日 必須 2021年12月28日

郵便番号 平角 必須 100-8959

住所(都道府県) 必須 東京都

(市区町村) 全角 必須 千代田区

(町名・番地) 全角 必須 麹町1-1-1

(建物名・部屋番号) 全角 (例) ○○○マンション○○○号室

メールアドレス 平角 manual@mext.go.jp

3 学校情報入力

手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
- 3 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

6ページへ

補足

- 申請を中断した後に再開する手順は、18ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面



認定申請登録 (学校情報)

記入上の注意 留意事項



1

高等学校等の在学期間について

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称 茨城県立〇〇高等学校

在学期間 必須 2021年04月01日 ~ 現在

I - 1 ☐ あり ☒ なし

うち支給停止期間 必須

学校の種類・課程・学科 市町村立 高等学校 (定時制)

2

過去に別の高等学校等に在学していた期間について

II

< 認定申請登録 (生徒情報) に戻る

3

保護者等情報入力 >

手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 過去に他の高等学校に在籍していた場合「開く」を押し、情報を入力します。
・過去に他の学校に在籍した期間がない場合
→ 3 に進みます。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

→ 7ページへ

補足

- I - 1 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。
- I - 2 支給が停止されていた期間を入力します。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。
- ・過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

↓ うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

認定申請登録 (学校情報)

記入上の注意 留意事項



I - 2

(例) 1980年01月01日 ~ (例) 1980年01月01日

過去に別の高等学校等に在学していた期間について

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録 (保護者等情報) 画面 (共通) (1/3)

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

? チャットで質問する ? ヘルプ ? FAQ ログアウト

学校名 茨城県立〇〇高等学校 ログインID 11545413 ユーザー名 茨城 太郎

認定申請登録 (保護者等情報) 記入上の注意 留意事項

1 2 3 4 5 6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報入力 収入状況取得 申請完了

収入状況 (個人番号)

1 収入状況 (個人番号又は課税情報)

Q1. 親権者はいますか。

☐ 親権者はいます。

① 生徒が未成年 (18歳未満) である場合
② 両親がいる場合
③ 親権者が1人の場合 等

☐ 親権者はいません。

① 以下に該当する場合です。
② 未成年後見人が選任されている場合
③ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合
④ 生徒が成人 (18歳以上) である場合
⑤ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

・親権者2人(父母)
・親権者1人(離婚や死別等により父or母)
※親権者が2人いる場合は原則2人分の収入状況の登録が必要となります。

・親権者がいない等の理由により親権者以外が生徒の学費等を負担している場合
・申請日時点で成人(18歳以上)の場合は、こちらを選択してください。

手順

- 1 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

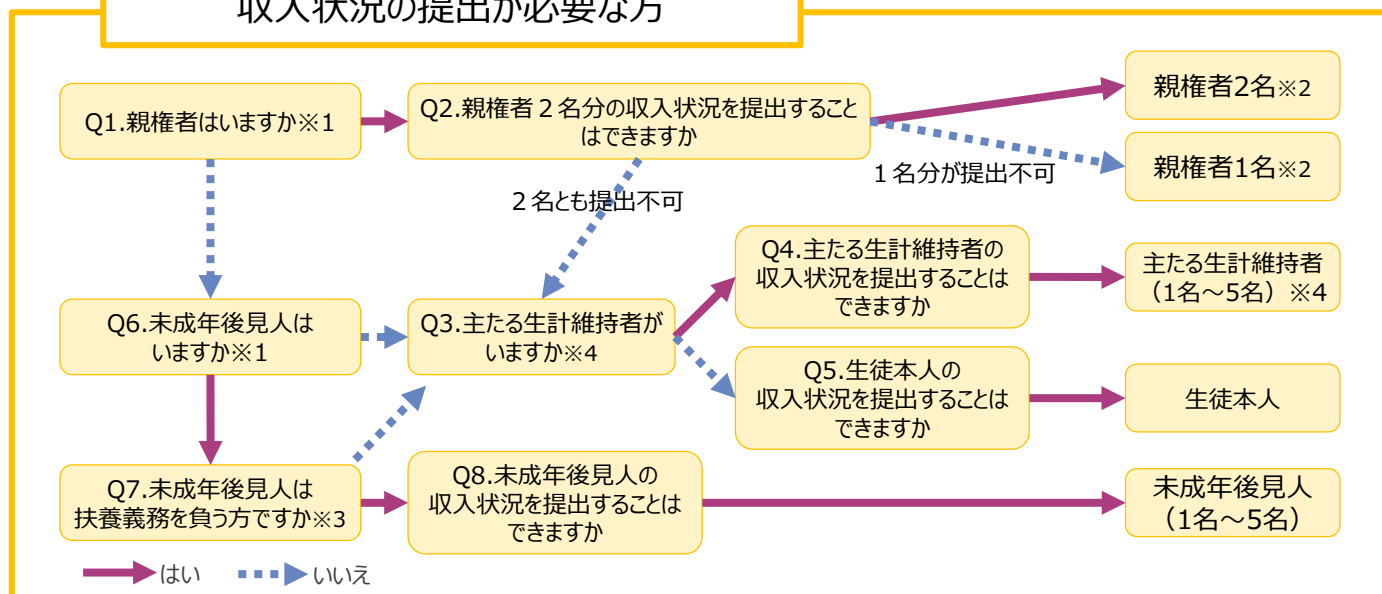
8ページへ

補足

- ・各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。(表示される質問は回答の選択により異なります。)
- ・個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。

収入状況の提出が必要な方



※1 生徒が成人 (18歳以上) である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード (写) 等の提出が不要となる場合があります。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
- ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等

詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人 (18歳以上) であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（共通）（2/3）

保護者等情報

保護者等情報についての注意

親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。

1 保護者等情報 (1人目)

メールアドレスの入力について

収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄

個人情報

姓<漢字> 必須 名<漢字> 必須

(例) 支援 (例) 太郎

姓<ふりがな> 必須 名<ふりがな> 必須

(例) しえん (例) たろう

生年月日 必須 電話番号

(例) 1980年01月 (例) 123-4567-8901

メールアドレス 生徒との続柄 必須

(例) sample@mext.g (例) 父、母

収入状況提出方法 必須

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

☐ 個人番号を入力する

申請先の都道府県等を使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

生活保護関係情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

課税地情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合は、□にチェックを付けてください。

都道府県 市区町村

日本国内に住所を有していない。

令和6年1月1日現在、日本国内に住所を有していなかった場合は ☒

2 保護者等情報 (2人目)

メールアドレスの入力について

収入状況を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄

個人情報

姓<漢字> 必須 名<漢字> 必須

(例) 支援 (例) 太郎

姓<ふりがな> 必須 名<ふりがな> 必須

(例) しえん (例) たろう

生年月日 必須 電話番号

(例) 1980年01月 (例) 123-4567-8901

メールアドレス 生徒との続柄 必須

(例) sample@mext.g (例) 父、母

収入状況提出方法 必須

☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

☐ 個人番号を入力する

申請先の都道府県等を使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

生活保護関係情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください。

☐ 受給あり ☒ 受給なし

課税地情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合は、□にチェックを付けてください。

都道府県 市区町村

日本国内に住所を有していない。

3 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

手順

- 1 すべての質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄（人数分）が表示されるので、情報を入力します。
- 2 いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
- 3 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。

10ページへ

個人番号を入力する場合

15ページへ

補足

- I 漢字姓名欄とかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-（長音）の入力が可能です。
- II 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- III 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- IV 生活扶助を受けている場合、9ページを参照してください。
- V 課税地は令和6年1月1日現在の住民票の届出住所です。

保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（3/3）

手順

- 1 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- 2 福祉事務所設置自治体を選択します。

補足

- I 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は**令和6年1月1日現在**に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html

- I 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は
II 非表示になります。
この場合、課税地の選択は必要ありません。

- ・オンライン申請と併せて入学する高等学校の事務室へ生活保護受給証明書を提出してください。

生活保護関係情報 **必須**

? 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

1

☒ 受給あり

☐ 受給なし

福祉事務所設置自治体 **必須**

都道府県 **必須**

福井県

市区町村 **必須**

-

? 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

< 認定申請登録（学校情報）に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(1/9)

認定申請登録 (収入状況取得)



申請情報

1 2022年01月24日

申請日

受給資格認定申請を申請する日を入力してください。
ただし、入学前に申請を行う場合、在学開始日（入学日）を入力してください。

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科	姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)		課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額		市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>		所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>		所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額		市町村民税均等割額	
配偶者控除等		配偶者控除等	
本人該当区分 (控除対象障害者)		本人該当区分 (控除対象障害者)	
本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)		本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)	
生活扶助有無		生活扶助有無	

2 個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

個人番号カードの読込がうまくいかない場合は、認定申請登録に戻り、個人番号を入力する方法で申請してください。

< 認定申請登録 (保護者等情報) に戻る

入力内容確認 (一時保存)

手順

- 1 申請日をカレンダーから選択します。「4/1」を設定してください。
- 2 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダライタにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

11ページへ

補足

- ・端末 (スマートフォン、パソコン等) にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

※利用するための推奨環境

- ・Microsoft Windows 10,11
- ・Android 6.0以上
- ・iOS 14.0以上 等

- ・下記のサイトよりマイナポータルアプリをダウンロードし、ご使用中の端末にインストールしてください。

【スマートフォンの場合】

- ・Android

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0026.html>

- ・iPhone

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0027.html>



マイナポータル
デジタル庁 ツール
ほいものリストに追加

【PCの場合】

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html>



マイナポータルAP
提供元: デジタル庁

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(2/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 【スマートフォンの場合】
スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

【PCの場合】

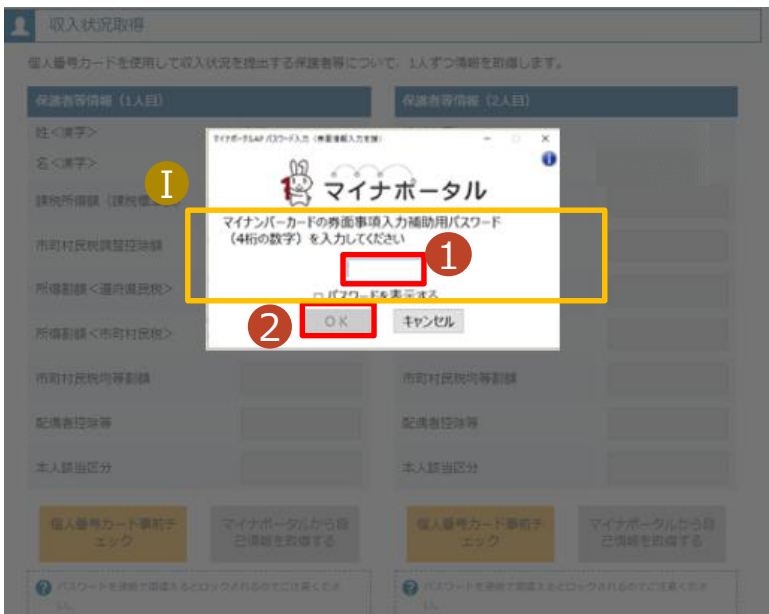
ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

補足

うまく読み取れない場合は…

- 一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
- ICカードリーダライタの接続を確認してください。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(3/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

12ページへ

補足

- I 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(4/9)

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等について、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)		課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額		市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>		所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>		所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額		市町村民税均等割額	
配偶者控除等		配偶者控除等	
本人該当区分 (控除対象障害者)		本人該当区分 (控除対象障害者)	
本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)		本人該当区分 (控除対象寡婦・ひとり親)	
生活扶助有無		生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック

1

マイナポータルから自己情報を取得する

個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

手順

1「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施
- ...

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得
- ...

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータルの画面

マイナポータル

STEP1: 本人同意と本人確認

都道府県又は文部科学省が高等学校等就学支援金の支給可否の判定及び支給額の算出を行うためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

- ・地方税情報
- ・生活保護関係情報

マイナポータルの利用規約に同意いただき、上記情報を都道府県又は文部科学省に提供することに同意いただくことで、マイナンバーカードを利用した本人確認のお手続きに進みます。

☐ 情報の提供に同意する

1

次へ

キャンセル

手順

1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

13ページへ

補足

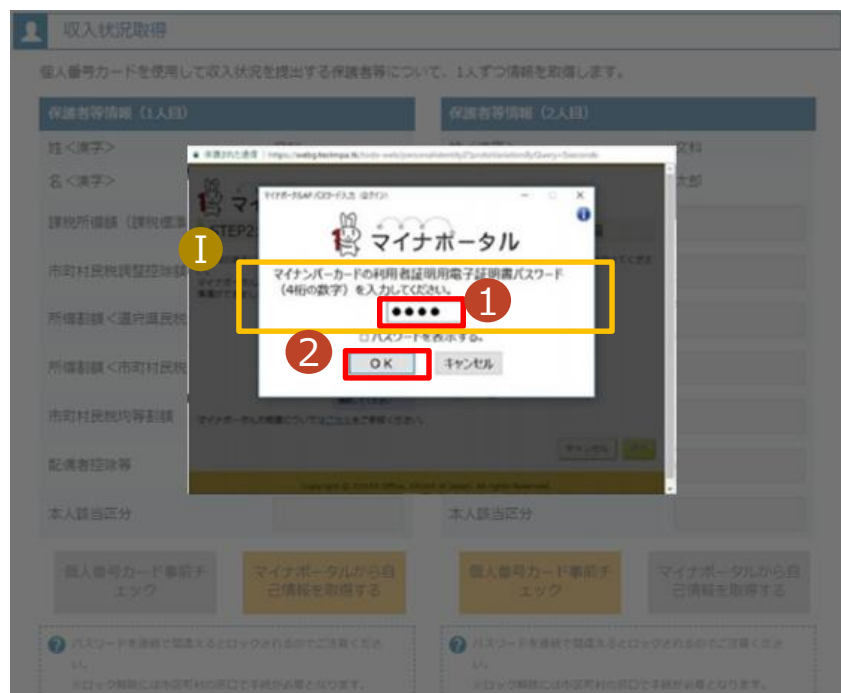
- ・個人番号カードの読み取りについては、11ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(6/9) ※マイナポータル画面



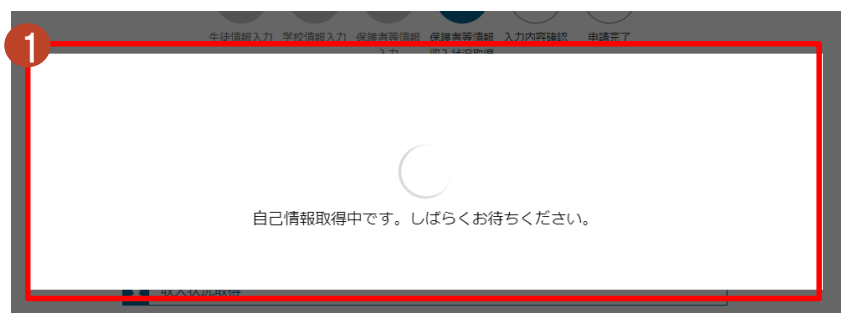
手順

- 1 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

補足

- I 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、11ページで入力したものと同じです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(7/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

補足

- I 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。
エラーの場合はメッセージが表示されます（画像は例）。

- I
- ❗ マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。
 - ❗ マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(8/9)

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	
婦・ひとり親		婦・ひとり親	
生活扶助有無		生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック マイナポータルから自己情報を取得する 1 個人番号カード事前チェック マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

手順

- 1 10～13ページと同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

補足

- I マイナポータルから取得した自己情報（課税情報等）が転記されます。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	支援	姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎	名<漢字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	123,456円
市町村民税調整控除額	100円	市町村民税調整控除額	100円
所得割額<道府県民税>	20,000円	所得割額<道府県民税>	20,000円
所得割額<市町村民税>	10,000円	所得割額<市町村民税>	10,000円
婦・ひとり親		婦・ひとり親	
生活扶助有無		生活扶助有無	

個人番号カード事前チェック マイナポータルから自己情報を取得する 個人番号カード事前チェック マイナポータルから自己情報を取得する

パスワードを連続で間違えるとロックされるのでご注意ください。
※ロック解除には市区町村の窓口で手続が必要となります。

情報が取得できない場合

操作中に前の画面に戻る場合

手順

- 1 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

16ページへ

補足

- I クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、18ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

6. 認定申請登録（保護者等情報）画面

1 ☒ 個人番号を入力する

? 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらで入力してください。

個人番号

(例) 1234 5678 9012

I 本人確認用画像

? 生徒本人のⅠ個人番号、Ⅱ氏名、Ⅲ生年月日又は氏名が記載されている書類を画像で添付してください。
(例：個人番号カード、個人番号が記載された書類)

添付できるファイルには、以下の制限があります。

- ・1ファイルで添付してください。
- ・サイズは3MB以下としてください。
- ・形式は JFIF形式(拡張子: jpe, jpg) または PNG形式(拡張子: png) としてください。

? 画像登録時にエラーが発生した場合

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出してください。

? 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

II 生活保護関係情報

? 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受けている場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合は（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください）。

2 ☐ 受給あり ☒ 受給なし

課税地情報

? 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

III 都道府県

市区町村

IV ☐ 日本国内に住所を有していない。

3 入力内容確認（一時保存）

＜ 認定申請登録（学校情報）に戻る

保護者等の個人番号を入力します。

△ 別人の個人番号を入力していませんか？
(例：父親の欄に母親の個人番号を入力)

△ 数字の入力誤りはありませんか？
(例：6と9を誤って入力)

手順

- 1 個人番号カード等に記載された**個人番号や氏名等を確認し、それが保護者等のものであることを生徒等が確実に確認したうえで、当該保護者等の個人番号を入力します。**
※個人番号は、保護者等のものであることが確認されたものを入力する必要があるため、ご注意ください。
- 2 課税地が選択されていることを確認します。
- 3 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

16ページへ

補足

- I 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- II 生活保護（生活扶助）を受けている場合、9ページを参照してください。
- III 課税地は**令和6年1月1日現在**の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。
チェックした場合、課税地の選択は不要です。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

7. 認定申請登録確認画面

認定申請登録確認



1

申請情報	
申請日	
生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	麹ヶ関11111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp
学校情報	

現在通っている高等学校等の在学期間について

確認事項

以下の内容を確認の上、口チェックをつけてください。 **必須**

2

- ☒ 「記入上の注意」をよく読み、内容を確認しました。
? 記入上の注意
- ☒ 「留意事項」をよく読み、内容を確認しました。
? 留意事項
- ☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- ☒ 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。
? メールアドレスの利用目的および注意事項
- ☒ 本申請・届出・申出の個人番号及び本人確認用画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。
- ☒ 本申請・届出・申出内容は、事実と相違ありません。
- ☒ 本申請・届出・申出に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。
- ☒ 下記について承知しました。
収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

II

3

← 認定申請登録（保護者等情報）に戻る

本内容で申請する

手順

- 1 生徒情報、学校情報、保護者等情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 内容を確認し、チェックします。
- 3 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

17ページへ

補足

- I メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

8. 認定申請登録結果画面



手順

① 申請の登録結果が表示されます。
以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

I 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。

II メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。
送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性があります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

審査結果は6月下旬までに学校から通知予定です。

9. ポータル画面

🔍 認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	表示
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	

手順

① 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

審査状況が上の表示のように“審査中”になっていれば申請が完了しています。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。
申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「10. 認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

10. 認定申請登録 (再開確認) 画面

手順

- 1 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。
・**保存済みの情報を使用して申請を再開する場合**
➡ 上部：はい
・**新しく情報を入力する場合**
➡ 下部：いいえ
- 2 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

補足

- ・「いいえ」を選択した場合、一時保存されていた情報が削除されます。

高等学校等就学支援金制度

＜茨城県＞

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住るを有する方が対象です。**

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上の方**

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学説明会時など学校から案内があるので、必ず手続を行ってください。申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 審査終了後、結果が通知されます（2～3ヶ月程度要します）。

【収入状況の届出（在校生）】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、7月以降が支給されませんのでご注意ください。
- 審査終了後、結果が通知されます（2～3ヶ月程度要します）。

【重要】 税の申告(確定申告)を行っていない場合は、申請前までに令和5年分・令和6年分の申告をしてください。【保護者等の収入状況確認のため】

3. 支給（補助）額

(1) 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）
（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

(2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります。

在学する学校にお問い合わせください。

※判定基準は、**1.の算定式**により計算した額です。

【参考】所得制限基準（30万4,200円）に相当する目安年収表

両親が共働きの場合	子1人(高校生)	扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円
	子2人(高校生・中学生以下)	扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円
	子2人(高校生・高校生)	扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円
	子2人(大学生・高校生)	扶養控除対象者、特定扶養控除対象者が1人ずつの場合	～約1090万円
	子3人(大学生・高校生・中学生以下)	扶養控除対象者、特定扶養控除対象者が1人ずつの場合	～約1090万円
両親のうち一方が働いている場合 (両親のうち一方が配偶者控除対象となっている場合)	子1人(高校生)	扶養控除対象者が1人の場合	～約910万円
	子2人(高校生・中学生以下)	扶養控除対象者が1人の場合	～約910万円
	子2人(高校生・高校生)	扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円
	子2人(大学生・高校生)	扶養控除対象者、特定扶養控除対象者が1人ずつの場合	～約960万円
	子3人(大学生・高校生・中学生以下)	扶養控除対象者、特定扶養控除対象者が1人ずつの場合	～約960万円

4. 申請（収入状況の登録）

受給者全員
必要です！

合格者説明会時や入学時等に学校から案内があるので、期限までに申請を行ってください。

申請は、原則として、**オンライン**（パソコンやスマートフォン）で行い、次のいずれかの方法で**保護者等の収入状況を登録**します。

(1) マイナンバーカードを持っている場合

- ・保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得
- ・課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

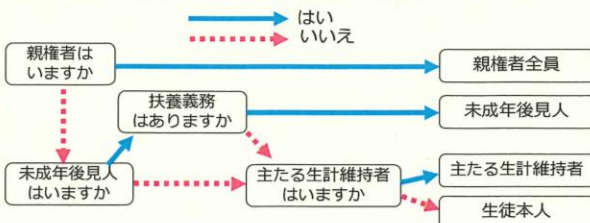
(2) マイナンバーカードを持っていない場合

- ・課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります（イメージは下図のとおり）。

誰の収入状況の登録が必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。まずは、学校等にご相談ください。

【収入状況の登録が困難と考えられる場合の例】

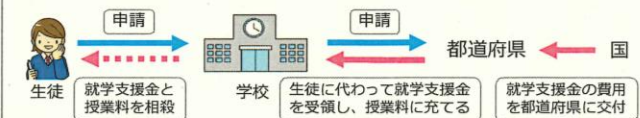
- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。

生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

※学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



6. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
※対象となる要件等詳細については、通われる学校へお問い合わせください。

7. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返還不要）があります。

※就学支援金と申請時期が異なる場合があります。

高校生等奨学給付金を受給するためには、申請が必要です。

申請方法については、通われる学校もしくは以下の問い合わせ先にご連絡ください。

【例1】保護者等が茨城県在住、生徒が茨城県内の**県立高等学校等**に在学

⇒生徒の在学する学校に提出

【例2】保護者等が**茨城県外(※)**在住、生徒が茨城県内の**県立高等学校等**に在学

⇒**保護者の在住する県**に提出

(※ただし、保護者が埼玉・栃木・千葉に在住の場合は、生徒の在学する学校経由で**保護者の在住する県に提出可能**)

【問い合わせ先】※申請状況等の詳細については、各学校にお問い合わせ願います。

・茨城県立**公立**高校：茨城県教育庁総務企画部財務課 電話番号：029-301-5169

・茨城県内の**私立**高校：茨城県教育庁総務企画部私学振興室 電話番号：029-301-2249

高等学校等就学支援金について

1 高等学校等就学支援金制度の概要

ご家庭の教育費負担軽減を図るため、生徒や保護者等に代わり、高等学校の授業料及び受講料(通信制)に相当する額を、国が県に対し就学支援金として支給し、授業料に充てる制度です。支給要件はありますが、支給対象となった場合は、授業料及び受講料(通信制)を納付する必要はなく、返済の必要もありません。

【受給資格及び所得要件】

県立の高校及び中等教育学校に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が304,200円以上の方 ※1
(年収目安約910万円以上の世帯(※2))

【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方

高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた方

※1 保護者等(親権者)の合計より判断します。(親権者が両親の場合は、両親の合計額となります。)

※2 年収の目安は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合です。

2 就学支援金受給の手続き

新入生は入学した年の4月に、その年度の4月から6月分の申請を行い、それ以降は、毎年7月に、当該年度の7月から翌年度の6月までの申請を行います。

なお、申請しなかった場合には、所得の状況にかかわらず就学支援金の支給を受けられませんので、授業料を納付していただきます。

同じく、保護者等が税の申告を行っていないために、税額情報を取得できず、審査・確認が行えない場合も、授業料を納付していただく必要があります。

(1)注意事項

税の申告(確定申告)がされていない場合は、税額の確認ができないため、支援金を受けることができない場合があります。そのため、申請前に税の申告を済ませておくようにお願いします。

(2)就学支援金の認定方法

学校において、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合算額が304,200円未満の世帯かどうかを確認し、県教育委員会の承認を得た上で、就学支援金受給の認定・不認定の結果を各世帯に通知いたします。

なお、所得要件の確認は、4月から6月分は前々年の所得状況、7月から翌年6月分は前年の所得状況により行います。

(3)就学支援金の対象となった場合

4月の申請分については、4月から6月まで就学支援金の支給対象者となります。

7月の収入状況届出分については、7月から翌年6月まで就学支援金の支給対象者となります。

(4)就学支援金の支給方法

就学支援金は茨城県が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充当しますので、生徒本人や保護者が直接受け取ることはありません。